平成２４年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市下高隈町3464番地
破産者　牧野　良昭
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原ミチ子
1　主文　本件破産手続を終結する。
2　理由の要旨　届出のあった破産債権について、届出がすべて取り下げられた。
平成24年９月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原スマ子
1　主文　本件破産手続を終結する。
2　理由の要旨　届出のあった破産債権について、届出がすべて取り下げられた。
平成24年９月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２４号
札幌市西区八軒５条西１丁目２番７号
破産者　林山　俊一
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２８号
札幌市西区西野３条３丁目３番６号
破産者　山本　徹也
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１８号
北海道余市郡余市町朝日町72番地26、開始決定時の住所札幌市清田区真栄４条５丁目８番30号
破産者　栗原　英雄
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
青森県むつ市川内町宿野部**椙**木平56番地376
破産者　谷　　裕美
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
栃木県小山市大字横倉４番地２クレールシャンテ108号室
破産者　坂入　範達
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２７号
茨城県笠間市鯉淵6269番地90　ロイヤルガーデン四季の杜Ｂ―101
破産者　有阪　弘明
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目37番23号　レジデンツＦＫ201号
破産者　和田　成功
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８９号
静岡市葵区上土１丁目17番26号　関方ハイツＡ202号
破産者　山口比呂居
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
静岡市葵区瀬名２丁目16番40号　ラポールメゾンＫ201号、旧住所静岡市葵区瀬名川１丁目26番75―202号
破産者　青木　孝男
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９８号
名古屋市緑区有松南1001番地　グランドメゾン大高の杜１番館503号
破産者　畠山　美保（旧姓島田）
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６７号
京都市左京区岡崎西福ノ川町10番地８、開始決定時の住所京都市左京区吉田神楽岡町79番地
破産者　武藤　　**隆**
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４３号
千葉市花見川区作新台２―29　長作住宅２棟202号室、開始決定時の住所京都市右京区嵯峨朝日町22番地
破産者　塩貝　利宏
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
神戸市北区泉台２丁目２番地の１　２―601号
破産者　森川　伸也
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
広島県呉市広三芦１丁目７番８号
破産者　堀部　光一
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部